

平成30年度決算説明書 / 事業評価シート

| 予算 |   |   | 目名      | 決算書(P)  |
|----|---|---|---------|---------|
| 款  | 項 | 目 |         |         |
| 7  | 4 | 1 | 都市計画総務費 | 300~303 |

|     |       |
|-----|-------|
| 部局名 | 都市整備部 |
| 課名  | 都市計画課 |

I：事業概要

|          |  |
|----------|--|
| 施策事業名    | 都市計画管理   |
| 事業目的     | 都市計画行政全般として、都市計画総務事務・都市計画推進事業を行う。  |
| 事業内容     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●事業の全体計画                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画行政の業務全般として、都市計画総務事務・都市計画推進事業を行う。</li> </ul> </li> <li>●主な事業内容                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○都市計画総務事務                             <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画行政全般の事務を行う。</li> <li>各種同盟会・協議会の事務を行う。</li> </ul> </li> <li>○都市計画推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>主な業務                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画基礎調査   <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画法第6条に基づき、5年毎に県下全域で一斉に調査を実施</li> <li>平成30年度の調査項目は、土地利用現況（土地利用別面積）調査</li> </ul> </li> <li>・都市再生整備計画策定業務   <ul style="list-style-type: none"> <li>新たに平成31年度～令和5年度までの犬山駅周辺地区における計画を平成30年度に策定</li> </ul> </li> <li>・都市再生整備計画に係る事業の成果検証業務   <ul style="list-style-type: none"> <li>城下町地区都市再生整備計画（計画期間 平成26年度～30年度）の事業成果及び実施過程検証による事後評価</li> <li>・新たな都市拠点及び交流エリア基本構想策定業務（平成29年度から繰越）</li> <li>橋爪・五郎丸地区におけるまちづくり基本構想を策定</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li></ul> |
| 事業の成果・効果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■都市再生整備計画策定業務                     犬山駅前周辺地区を計画区域とした都市再生整備計画を策定。市民交流センター整備事業などを基幹事業として、平成31年度～令和5年度を事業期間として実施する。</li> <li>■都市再生整備計画に係る事業の成果検証業務                     犬山城下町地区都市再生整備計画の事業完了に伴い実施する事後評価原案の作成を実施。すべての指標において、目標値が達成された。3月15日に事後評価委員会を開催し検証を行い、国へ提出後HPでの公表。</li> </ul>   |

II：個別事業内訳

(単位：千円)

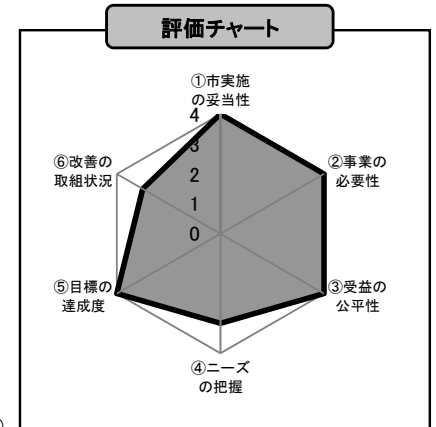
(総点検進捗評価は4段階)

| 事業名      | 決算額    | 財源内訳  |        | 一般財源の割合 | 総点検進捗評価 |       |      |
|----------|--------|-------|--------|---------|---------|-------|------|
|          |        | 特定財源  | 一般財源   |         | 情報発信    | 利便性向上 | 他市比較 |
| 都市計画総務事務 | 1,721  | 125   | 1,596  | 93%     | 3       | 3     | 3    |
| 都市計画推進   | 13,040 | 1,350 | 11,690 | 90%     | 3       | 3     | 3    |
| -        | -      | -     | -      | -       | -       | -     | -    |
| -        | -      | -     | -      | -       | -       | -     | -    |
| -        | -      | -     | -      | -       | -       | -     | -    |
| -        | -      | -     | -      | -       | -       | -     | -    |
| 合計       | 14,761 | 1,475 | 13,286 | 90%     | 3       | 3     | 3    |

III：年度別事業費の状況

(単位：千円)

| 事業費     | H29決算 | H30決算  | R1予算   |        |
|---------|-------|--------|--------|--------|
|         |       | 19,142 | 14,761 | 16,990 |
| 財源内訳    | 国庫支出金 | 0      | 1,350  | 0      |
|         | 地方債   | 0      | 0      | 0      |
|         | その他   | 128    | 125    | 3,822  |
|         | 一般財源  | 19,014 | 13,286 | 13,168 |
| 一般財源の割合 | 99%   | 90%    | 78%    |        |



IV：事業の評価 (4段階評価、PDCAサイクルのCheck)

| 評価の観点    | 評価 | 評価根拠   |
|----------|----|--|
| ①市実施の妥当性 | 4  | 都計法第6条により実施する基礎調査や社会資本整備総合交付金要綱第10条により実施する事後評価など、市が実施主体としてやらなければならない事業である。                     |
| ②事業の必要性  | 4  | 都市計画基礎調査は、都市の実態・現状を的確に把握するために実施するもので、都市計画の基礎となるため継続が必要である。また、都市再生整備計画は市民生活の向上のために実施する事業の計画である。 |
| ③受益の公平性  | 4  | 都市計画は当該都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため必要なものを、一体的かつ総合的に定めるもので、市全体に影響を及ぼすもの。                                |
| ④ニーズの把握  | 3  | 事後評価の実施にあたり、パブリックコメントを実施している。基礎調査は、現況を調査するもので市民ニーズを把握するものではない。                                 |
| ⑤目標の達成度  | 4  | 当初の予定通りに業務を完了している。   |
| ⑥改善の取組状況 | 3  | 情報発信：特定生産緑地制度をHPに掲載<br>利便性向上：証明書類の簡略化<br>他市比較：航空写真の合同撮影については、他の地域での事例と参考・比較を行った。               |

V：業務の総点検 (PDCAサイクルのC-A)

| 平成30年度に見直しを実施した事項   | 令和元年度に見直しを実施している事項  | 今後見直しを検討する事項  |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種証明書の簡略化</li> <li>・都市計画基本図作成に伴う航空写真の合同撮影（犬山市・大口町・扶桑町）</li> <li>・生産緑地買取判定会議の簡略開催</li> <li>・生産緑地地区追加決定に関する基準の策定</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画課窓口レジと会計課窓口での料金支払いを一元化を検討</li> <li>・生産緑地台帳の整理</li> <li>・特定生産緑地の指定に関する基準の策定</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに創設された特定生産緑地制度への対応もあり、生産緑地に関連する事務を見直していく予定</li> </ul> |

VI：課題とその対応策及び今後の方向性 (平成30年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

| 課題                             | 対応策・今後の方向性  |
|--------------------------------|---|
| ○特定生産緑地の指定に関する説明会の開催や事務手続きの進め方 | ○特定生産緑地の説明会を7~8月に開催。来年1月から申し込みの受付を始めるため、その準備を進める。 |

平成30年度決算説明書 / 事業評価シート

| 予算 |   |   | 目名    | 決算書(P)  |
|----|---|---|-------|---------|
| 款  | 項 | 目 |       |         |
| 7  | 4 | 3 | 建築総務費 | 304~309 |

| 部局名 | 都市整備部 |
|-----|-------|
| 課名  | 都市計画課 |

I：事業概要

|          |   |
|----------|---|
| 施策事業名    | 建築景観管理  |
| 事業目的     | 建築行政の業務全般として建築総務事務・景観整備事業・民間建築物耐震事業・空き家対策事業・定住促進事業を行う。  |
| 事業内容     | <p>■事業の全体計画<br/>建築行政の業務全般として建築総務事務・景観整備事業・民間建築物耐震事業・空き家対策事業・定住促進事業を行う。</p> <p>■主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆建築総務事務                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法、都市計画法の適正な運用。</li> </ul> </li> <li>◆景観整備事業                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観計画の推進。景観の維持向上に対する行為への修景補助。屋外広告物に関する事務</li> </ul> </li> <li>◆民間建築物耐震事業                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年以前に旧耐震基準で建てられた木造住宅を対象に無料耐震診断や診断後の改修費の一部を補助。など</li> </ul> </li> <li>◆空き家対策事業                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・「犬山市空き家等対策計画」に基づいて、空き家バンクによる空き家の利活用及び適正管理を推進。</li> </ul> </li> <li>◆定住促進事業（平成27~31年度）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・定住促進施策として「ふるさと・働きて定住促進サポート事業」及び「住宅リフォーム補助事業」を実施。</li> </ul> </li> </ul> |
| 事業の成果・効果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆建築総務事務 ・都市計画法の許可、指導などを行い良好なまちづくりに貢献した。</li> <li>◆景観整備事業 ・3件の修景補助による良好な景観の向上を図った。また、地域住民等と広告物ガイドラインを作成した。</li> <li>◆民間建築物耐震事業 ・該当する木造住宅の無料耐震診断50件、改修費補助9件、除却費補助11件を実施し、耐震化を促進した。</li> <li>◆空き家対策事業 ・空き家の適正管理の指導や空き家バンクの活用による空き家対策の推進を図った。</li> <li>◆定住促進事業 ・ふるさと定住促進サポート事業34件及び住宅リフォーム補助事業10件を実施し定住人口の増加を図った。</li> </ul>   |

II：個別事業内訳

(単位：千円)

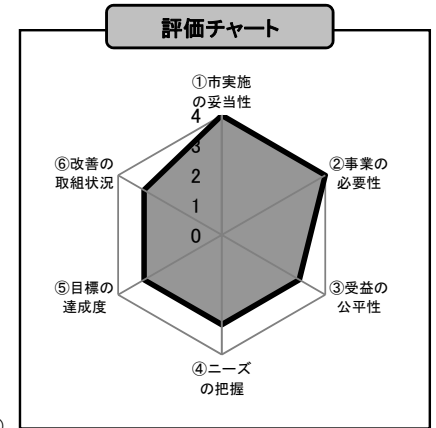
(総点検進捗評価は4段階)

| 事業名         | 決算額    | 財源内訳   |        | 一般財源の割合 | 総点検進捗評価 |       |      |
|-------------|--------|--------|--------|---------|---------|-------|------|
|             |        | 特定財源   | 一般財源   |         | 情報発信    | 利便性向上 | 他市比較 |
| 建築総務事務      | 2,066  | 0      | 2,066  | 100%    | 2       | 3     | 3    |
| 景観整備        | 5,273  | 2,508  | 2,765  | 52%     | 3       | 3     | 4    |
| 民間建築物耐震診断改修 | 17,722 | 11,909 | 5,813  | 33%     | 3       | 3     | 3    |
| 空き家対策       | 180    | 0      | 180    | 100%    | 3       | 3     | 4    |
| 定住促進        | 13,710 | 0      | 13,710 | 100%    | 4       | 4     | 4    |
| -           | -      | -      | -      | -       | -       | -     | -    |
| -           | -      | -      | -      | -       | -       | -     | -    |
| 合計          | 38,951 | 14,417 | 24,534 | 63%     | 3       | 3     | 3    |

III：年度別事業費の状況

(単位：千円)

| 事業費     | H29決算 | H30決算  | R1予算   |        |
|---------|-------|--------|--------|--------|
|         |       | 34,905 | 38,951 | 48,597 |
| 財源内訳    | 国庫支出金 | 12,406 | 13,909 | 16,414 |
|         | 地方債   | 0      | 0      | 0      |
|         | その他   | 2,215  | 508    | 2,476  |
|         | 一般財源  | 20,284 | 24,534 | 29,707 |
| 一般財源の割合 |       | 58%    | 63%    | 61%    |



IV：事業の評価 (4段階評価、PDCAサイクルのCheck)

| 評価の観点    | 評価 | 評価根拠  |
|----------|----|---|
| ①市実施の妥当性 | 4  | 建築基準法、景観法、耐震改修促進法、空き家持指法などに基づく事業推進のために行うものである。                          |
| ②事業の必要性  | 4  | 生活環境の改善や定住促進など住環境の維持向上に対して効果の高い事業として継続している。                             |
| ③受益の公平性  | 3  | 対象者は住宅の所有者など限られた事業となっているが、これらの事業を実施することで改善される住環境の影響は周辺の住民をはじめとして広範囲になる。 |
| ④ニーズの把握  | 3  | 利用者へのアンケートなどにより、ニーズを把握している。   |
| ⑤目標の達成度  | 3  | 狭あい道路補助、空き家改修補助、耐震シェルター補助など利用者がいなかった事業について制度の拡充や改正、啓発について検討が必要である。      |
| ⑥改善の取組状況 | 3  | 国庫の補助を受ける事業については、近隣市町との実施状況を確認してできる限り拡充を図る方針で検討している。                    |

V：業務の総点検 (PDCAサイクルのC-A)

|                    |  |
|--------------------|--|
| 平成30年度に見直しを実施した事項  | 住宅リフォーム補助金、段階的耐震改修補助金の新設を行い、定住促進や住宅耐震の促進を図った。<br>城下町地区の屋外広告物に関するガイドラインを作成した。                         |
| 令和元年度に見直しを実施している事項 | 土砂災害特別警戒区域内の住宅に対する補助事業を新設することで、区域内居住者の安心安全の促進を図る。<br>城下町屋外広告物ガイドラインの周知を図るとともに、店舗事業者や広告物掲出者に対して周知を図る。 |
| 今後見直しを検討する事項       | 狭あい道路補助、空き家改修補助、耐震シェルター補助など利用者がいなかった事業について、制度の拡充や改正、啓発について検討を行う。                                     |

VI：課題とその対応策及び今後の方向性 (平成30年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

| 課題  | 対応策・今後の方向性   |
|---|--|
| 民間住宅などに対する事業であることから、事業の促進については啓発が重要であるが、広報やHP以外の啓発手段についても研究が必要。 | 市の媒体以外で関連団体や事業者が持つ媒体を活用して、各種事業の啓発を行うことができないか。また、近隣市町と連携して啓発に取組めないかを研究していく。 |

平成30年度決算説明書 / 事業評価シート

| 予算 |   |   | 目名    | 決算書(P)  |
|----|---|---|-------|---------|
| 款  | 項 | 目 |       |         |
| 7  | 5 | 1 | 住宅管理費 | 312~315 |

|     |       |
|-----|-------|
| 部局名 | 都市整備部 |
| 課名  | 都市計画課 |

I：事業概要

|          |   |
|----------|---|
| 施策事業名    | 市営住宅  |
| 事業目的     | 市営住宅を適正に管理していくとともに、大規模団地への移転集約を進める。   |
| 事業内容     | <p>■事業の全体計画<br/>市営住宅を適正に管理していくとともに、大規模団地への移転集約を進める。<br/>管理戸数：7団地 48戸<br/>【薬師7戸、秋葉下6戸、中野10戸、西北野4戸、塔野地3戸、向米野13戸、西ノ山5戸】</p> <p>■主な事業内容<br/>・維持管理（修繕・敷地内除草等）<br/>・用途廃止住宅の除却</p> |
| 事業の成果・効果 | 高齢者、低所得者に対して安心して居住できる住宅を供給することができた。<br>小規模住宅については用途廃止住宅の除却を行うことで、市有財産の適切なファシリティマネジメントを行うことができた。   |

II：個別事業内訳

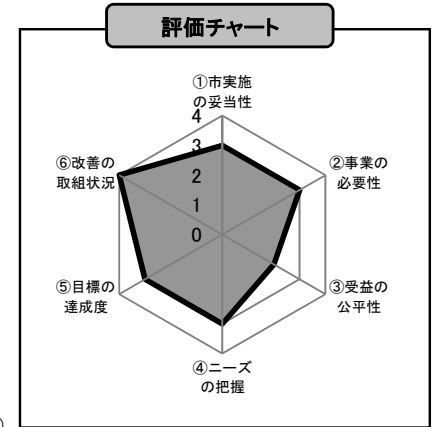
(単位：千円)

(総点検進捗評価は4段階)

| 事業名    | 決算額   | 財源内訳  |       | 一般財源の割合 | 総点検進捗評価 |       |      |
|--------|-------|-------|-------|---------|---------|-------|------|
|        |       | 特定財源  | 一般財源  |         | 情報発信    | 利便性向上 | 他市比較 |
| 市営住宅管理 | 5,323 | 3,510 | 1,813 | 34%     | 4       | 4     | 4    |
| -      | -     | -     | -     | -       | -       | -     | -    |
| -      | -     | -     | -     | -       | -       | -     | -    |
| -      | -     | -     | -     | -       | -       | -     | -    |
| -      | -     | -     | -     | -       | -       | -     | -    |
| -      | -     | -     | -     | -       | -       | -     | -    |
| 合計     | 5,323 | 3,510 | 1,813 | 34%     | 4       | 4     | 4    |

III：年度別事業費の状況 (単位：千円)

| 事業費     | H29決算 | H30決算 | R1予算  |
|---------|-------|-------|-------|
|         | 国県支出金 | 0     | 0     |
| 地方債     | 0     | 0     | 0     |
| その他     | 2,082 | 3,510 | 1,961 |
| 一般財源    | 2,787 | 1,813 | 3,363 |
| 一般財源の割合 | 57%   | 34%   | 63%   |



IV：事業の評価 (4段階評価、PDCAサイクルのCheck)

| 評価の観点    | 評価 | 評価根拠  |
|----------|----|---|
| ①市実施の妥当性 | 3  | 低所得者層に対しては行政の支援がないと民間だけでは成立しにくい事業である。                         |
| ②事業の必要性  | 3  | 現在規模を縮小しているが、今後は民間賃貸の活用や支援策の検討が必要である。                         |
| ③受益の公平性  | 2  | 入居者数は少ないが、県営住宅などの公営住宅全体では比較的大きな数規模となる。                        |
| ④ニーズの把握  | 3  | 入居者や窓口でのお問い合わせなどにより、ニーズの把握に努めている。                             |
| ⑤目標の達成度  | 3  | 入居者の状況を見ながら、老朽化している住宅の除却を適宜進めてきた。移転による集約化は高齢者の入居者が多いため進んでいない。 |
| ⑥改善の取組状況 | 4  | 住宅区域内の空き地については、短期的利用について目的外使用の促進を図った。他市と比較して規模を縮小するように努めている。  |

V：業務の総点検 (PDCAサイクルのC-A)

|                    |  |
|--------------------|--|
| 平成30年度に見直しを実施した事項  | 市営小弓ヶ丘住宅を用途廃止して、売却を可能とすることができた。                          |
| 令和元年度に見直しを実施している事項 | 住宅セーフティネット法の改正を受けて、県のあんしん賃貸住宅制度の活用など民間住宅の活用方法について検討を進める。 |
| 今後見直しを検討する事項       | 民間賃貸住宅のストック（空き家）を活用することで、将来的には市営住宅の廃止について検討を進める。         |

VI：課題とその対応策及び今後の方向性 (平成30年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

| 課題                               | 対応策・今後の方向性  |
|----------------------------------|---|
| 高齢化が進み転居については困難な状況により集約化が進んでいない。 | 大規模な住宅については、部分的な用途廃止などにより空き地の利活用ができるような方法についても検討を進める。 |